

志津南学区地域支え合い  
送迎支援活動規則施行細則

平成 28 年 2 月 28 日

志津南学区社会福祉協議会企画委員会

## 志津南学区地域支え合い送迎支援活動規則施行細則

(趣旨)

第1条 この施行細則は、志津南学区地域支え合い送迎支援活動規則の第13条の規定に基づき、送迎支援活動の施行に必要な具体的事項を定めるものである。

(組織)

第2条 ふれあいハウス「絆」の下に、送迎支援ボランティアグループ（以下、「送迎グループ」という。）を置く。

2 送迎グループは、登録された送迎支援ボランティア運転手により構成し、関係箇所と連携・協調して送迎活動を行うものとする。

3 送迎グループには、次の委員を置く。

(1) 送迎グループ代表者

(2) 副代表者

(3) 運行予定調整者

4 委員の役割

(1) 送迎グループ代表者は、送迎活動の総括の任を務める。

(2) 副代表者は、代表者と連携して日常の運行に必要な事項を行うと共に代表者に事故ある時は代行する。

(3) 運行予定調整者は、月間送迎支援に関する事項（受付・運行送迎予定作成・実績確認・燃料費精算等）を行う。

(日々の送迎申し込みの管理)

第3条 会員からの日々の送迎に関する申し込みの受付は、運行予定調整者が行う。

2 運行予定調整者は、申込者に詳細を確認して必要な調整を行い、「月刊運行予定表」を作成するとともに、運転調整者他関係者に連絡する。

3 運転調整者は、運転手の変更がある場合は必要な調整を行う。

(1) 送迎に必要な運転手を、送迎ボランティア運転手の中から選択し、送迎運転の日時・内容を連絡する。

(日常運行)

第4条 日常の運行は、次の通りとする。

(1) 運転手は、原則、午前（8時30分～12時30分）と

午後（12時～16時）の2交代制とする。

(2) 送迎に必要な機材（車両の鍵、携帯電話、送迎予定表、送迎運行日報等）を入れた【送迎運転手用カバン】を、市民センターに保管する。

(3) 運転手は、市民センターにて【送迎運転手用カバン】を受け取り、利用者の送迎を行うものとする。

(4) 運転手は、「送迎用ベスト」を着用する。

- (5) 運転手は、必要に応じて送迎運転手用携帯電話により利用者と連絡を行なう。
- (6) 運転手は、「送迎運行日報」に走行記録、利用者の次回の送迎予約内容などを記載し【送迎運転手用カバン】を市民センターの保管場所に保管する。

(送迎ルート)

第5条 送迎は、一般道路によるものとする。

- (1) 送迎箇所毎に一般道路を使用して行う。
- (2) 通院送迎者が2名以上の場合で、2か所以上の送迎箇所へ同一時間帯に送っていく場合
  - ① 次のルートでお送りする。
    - ㊦滋賀医科大学付属病院⇒近江草津徳洲会病院（20分程度）
    - ㊧近江草津徳洲会病院⇒草津総合病院（20分程度）
    - ㊨滋賀医科大学付属病院を經由⇒草津総合病院
    - ㊩他の病院への送迎は個別に調整する。
  - ② 迎えのルートは、送りのルートの逆とし、遠方の病院からお迎えしていく。
- (3) その他、病院以外の場所への送迎は、利用者と調整の上、行うものとする。

(送迎距離)

第7条 一回当たりの送迎距離は、下記の送迎箇所別基本距離とする。

【送迎箇所別基本距離】（市民センターからの往復距離）

- (1) 滋賀医科大学附属病院 8km、10km 草津総合病院 11.5km、  
近江草津徳洲会病院 6km 琵琶湖養育院病院 14.5km  
草津市役所 8km、しが芸術創造館 6km、西友南草津店 7km、  
フレンドマート追分店 4km、スターグリーンヒル店 1km、2km
  - (2) 上記以外は走行実績による。
- 2 利用者は、利用距離に応じた利用実費を、志津南まちづくり協議会に支払うものとする。

(その他)

第8条 その他、日常の運行に必要な事は別に日常運行マニュアルに定める。

(施行細則の改廃)

第9条 この施行細則の改廃は、社会福祉協議会企画委員会にて行うことができる。

付則1

- この施行細則は、平成27年2月7日より施行する。
- この施行細則は、平成28年2月28日より施行する